

30 高医薬第 292 号

平成 30 年 6 月 15 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

(公 印 省 略)

血液製剤に係る通知について

日ごろは、県の血液行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、県下輸血用血液購入実績のある別紙医療機関（高知市除く）へは、当該通知文書を送付済みであることを申し添えます。

記

- 1 輸血用血液製剤の使用時の安全確保措置の周知徹底について
- 2 「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について
- 3 「血液製剤の使用指針」の一部改定について

【問合せ先】

高知県健康政策部医事薬務課

担当：川島、長瀧

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL088-823-9623 / FAX088-823-9137